

中国のライセンス規制の調査研究（第2回）

ライセンス委員会
第1小委員会*

抄 録 2002年1月の中華人民共和国技術輸出入管理条例の施行後既に2年以上が経過し、現在は、当該条例に基づいた技術ライセンスが行われており、当該条例の運用の実態が徐々に明らかになりつつある。その運用の実態を確認すべく行ったアンケートの結果をここにまとめる。なお、本調査研究は、2001年11月にアンケートを実施し、「中国のライセンス規制の調査研究」¹⁾として発表した事項についての、継続調査である。また、あわせて、以前から問題点として指摘されてきた営業税につき、その還付・免税制度について確認した結果を報告する。

目 次

1. はじめに
2. アンケートの方法
3. アンケート結果まとめ
 3. 1 表記方法
 3. 2 業 種
 3. 3 中国における技術ライセンスの状況
 3. 4 ライセンスの相手先・交渉の進め方等
 3. 5 被害の実態
4. 営業税について
 4. 1 概 要
 4. 2 免税できる技術契約の種類
 4. 3 免税の適用時期
 4. 4 免税の手続き
 4. 5 免税の方法
 4. 6 免税申請における実態
 4. 7 契約上考慮すべき点
5. まとめ

1. はじめに

中国においては、国内産業の保護・育成のために、外国企業から技術導入を行う際、政府が審査を行う認可制の採用や行政指導など、いわゆるライセンス規制が多岐にわたっていたため²⁾、当委員会では、2001年11月にライセンス委

員会所属各社に対して、過去5年間（1997年から2001年）に実施された中国への技術ライセンスの内容について、具体的な地域別の被害の実態を含めアンケート調査を行い、その結果を「知財管理」誌にて発表した¹⁾。

2002年1月1日には、中国政府は、WTO加盟にあわせ、「技術導入契約管理条例」（1985年5月24日国務院公布）（以下「旧条例」という）及び「技術導入契約管理条例施行細則」（1988年1月20日対外経済貿易部公布）を廃止すると同時に、新たに「中華人民共和国技術輸出入管理条例」（2001年12月10日国務院公布）（以下「新条例」という）を施行した。この結果、規制のいくつかについては撤廃若しくは改善が見られた。

かかる時流のなか、今回行ったアンケートの目的は、前回のアンケートで報告された旧条例下でのライセンス規制の実態と、新条例施行後2年が経過した現状との比較であり、特に旧条例から残留した望ましくない規制の影響と、新条例の施行によって改定された各条例の実効に

* 2003年度 The First Subcommittee, License Committee

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

ついでに検証を行うものであり、あわせて新条例下におけるライセンス動向のフォローとして、前回のアンケートで実施された項目を踏襲しつつ、各社の動向及び被害の実態について比較検討を行った。また、前回のアンケートに引き続き、被害として多くの報告がなされ、かつ運用方法の確認が必要であると指摘された「営業税等、還付不能の税金が課せられた」ケースに対しては、個別テーマとして調査を実施し、関連文献調査ならびに実務経験者等から広く情報を集めた結果より、免税手続に関するまとめを行った。

2. アンケートの方法

(1) 調査対象会社

2003年度ライセンス委員会の所属会社(48社)及び専門委員会所属会社(ライセンス委員会未所属会社)(123社)

(2) アンケート実施時期

2003年11月

(前回調査：2001年11月)

(3) 回収率

ライセンス委員会 68% (33社)

専門委員会 15% (19社)

(4) 調査内容

過去2年間(02年～03年)に実施された中国への技術ライセンスの内容について、以下の各アンケート項目について質問形式で実施した。

3. アンケート結果まとめ

3.1 表記方法

質問項目ごとに「質問」内容を記載後、その質問に対する回答のまとめを記載し、必要な考察を加えた。件数については、回答企業によっ

ては設問により「回答」が寄せられなかったものが存在する関係で、回答件数の合計が回答総数と一致しない場合がほとんどである。また、質問項目のうち回答について特に指摘すべき事項のない項目についての記載は、紙面の都合上割愛した。同様にグラフも割愛したため、概略を理解しやすいよう総回答数を各項目の文頭に記載し、件数の表記の後ろにはパーセンテージでの表記を加えた。前回アンケートとの比較については、前回の調査対象期間が5年間であったのに対して、今回は2年間であること、さらに回答を頂いた企業も異なっていることから、統計的な比較が困難であるため、参考となる部分について触れるに止めた。

3.2 業 種

電機、電子・通信関係が15社、化学、医薬・化粧品関係が7社、機械、輸送機器が15社、鉄鋼・金属、その他が11社、計48社からの回答を集計(返信を頂いた企業は上記の通り52社であったが、うち4社は事例なしであった)した。

3.3 中国における技術ライセンスの状況

(1) ライセンス件数の動向

2002年1月の新条例の改正の前後においてライセンス締結件数を比較した。

新条例に移行後も契約数の増減は見られず「横ばい」との回答が回答45社中36社(80%)であり、ほとんどを占めた。新条例による規制緩和がライセンス件数の増加に直接的には結びついていないようである。

(2) ライセンス件数の今後の予測

今後のライセンス件数の動向の予測を確認した。

今後「増加」とした企業が回答45社中17社(37%)、「横ばい」が25社(55%)、「減少」が3社(6%)であった。今後も少なくとも現在

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

と同じ水準以上で中国へのライセンスは続く、という認識に立っている企業が多いと思われる。

(3) 事業進出に伴うライセンスの有無

2002年1月以降に事業進出に伴い締結したライセンスの有無について確認した。

回答47社中半数にあたる24社（51%）がライセンスを「事業進出に伴い締結」しており、その締結した契約の総件数は77件となっている。そして、そのライセンス締結企業の3分の2にあたる16社（66%）が商標ライセンスを「有」としている。業種による差異はあるが、単なる技術ライセンスで商標ライセンスを伴うことは、一般的にあまりないと考えられるため、この結果については、回答企業が現地子会社へライセンスしている可能性が高いことをあらわしており、前回の調査と同じ傾向である。

(4) 事業進出を伴わないライセンスの有無

2002年1月以降に事業進出を伴わずに締結したライセンスの有無について確認した。

事業進出を伴わず技術のみについて締結したライセンスが存在したか、の問いに対しては、回答47社中10社（21%）がライセンスを「技術のみについて締結」しており、その締結した契約の総件数は29件となっている。そして、その5分の1にあたる2社（20%）が商標ライセンスを「有」としているが、これは例外的なケースと思われる。

3. 4 ライセンスの相手先・交渉の進め方等

(1) 地域別件数

地域別のライセンス件数を確認した。

計82件のライセンスが報告された。広東省が14件（17%）、上海市が11件（13%）、そして北京市が8件（10%）との回答があり、前回調査と同様、大都市部が多くを占める。また今回は、江蘇省（南京、無錫、蘇州等の都市が存在）も

12件（15%）との回答があり、前回と比較して件数が増加している。

(2) ライセンスの種類

どのような権利がライセンスされているかを確認した。

ライセンスの種類としては、計82件の回答中、「特許、ノウハウ、及び意匠・商標の複合形態」が半数の45件（55%）を占めており、「ノウハウのみ」が19件（23%）、「特許、ノウハウ」は15件（18%）となった。「特許のみ」は3件のみで、前回調査の1件と同様に少ない傾向にある。日本企業による中国での特許出願が増加しているとはいえ、「ノウハウのみ」が19件と比較的多いことともあわせて、未だに特許単独をライセンス対象とするほどの水準には達していないものと思われる。

(3) ライセンスの動機

ライセンスを行った動機を確認した（複数回答可）。

ライセンスの動機については、計126件の回答中、「実施料収入」を目的としたものが最多で33件（26%）であった。次いで、「中国政府、自治体の要望（国産化奨励）」が27件（21%）、「コストダウン」が17件（13%）であった。前回調査時には、今回同様に「実施料収入」が最多、「輸出障壁回避のための現地生産化」、次いで「コストダウン」と続いていたが、今回は「輸出障壁回避のための現地生産化」は上位から5番目で10件（8%）と減少した。これは既に現地化が十分に進み、「輸出障壁」について対応する必要がなくなったこと、また、中国における規制緩和が進んだ、との両方の理由が考えられる。また今回は、昨今の情勢を反映してか、「親会社、関連会社等の進出に伴うもの」が21件（16%）あり（前回調査時には選択肢になし）、これについては江蘇省が7件（6%）

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

と多かった。この他に、「顧客の現地調達要望」によるものとの回答があった。

(4) 準拠法

契約解釈のための準拠法を確認した。

準拠法については、計82件の回答中、「中国法」が過半数の43件（52%）を占めた。しかしながら「日本法」も約4分の1の20件（24%）存在する。前回調査時には本質問は存在しなかったため比較はできないが、旧条例時には、『内規により「中国法」を準拠法として採用しなければならない、との指導がなされていた』との指摘があった。この結果を見る限り、内規が廃止されたことを示す一例であるにとらえることもできる。「その他（第三国等）」の内訳は不明である。

(5) 内規の存在示唆

交渉時に内規が存在することを示唆されたことがあるかを確認した。

旧条例時には内規が存在し、その内規に基づき行政指導が行われている、との未確認情報があり、1例として、「実施料率は純販売価格の5%以内」というものがあげられていた。

内規の存在については、計66件の回答中、11社（17%）から示唆が「有」との回答が寄せられた。実際に新条例に関する新たな内規が存在するのか、旧条例時に存在したとされる内規について示唆されたものか、また条件交渉の手段として言及されたものかは、判断できない。「ない」が47件（71%）、「その他（うわさで聞いたことがある）」が8件（12%）であった。

(6) 登記までの期間

申請から登記までどれだけ期間がかかったかを確認した。

登記までの期間については、計59件の回答中、「6ヶ月～1年未満」が17件（29%）、「1年～

2年未満」が3件（5%）、そして「2年以上」が1件（2%）となった。中国技術輸出入契約登録管理弁法において記載された手続上の登記完了までは3日であるが、6ヶ月以上を要する案件が36%もあるという実態が明らかになった。

(7) 「自由技術」の審査

「自由技術」についてライセンスした案件につき契約審査がなされたかを確認した。

計61件の回答中、「自由技術」についての審査が「あった」との回答が7件（11%）あった。前は、特に審査を行っている地域が広東省及び天津市に偏っていたが、今回は特定の都市に偏るといった地域的特徴はなかった。

(8) 適用された規制

新条例、旧条例のどちらに基づく規制が適用されたかを確認した。

計62件の回答中、「分からない」との回答が33件（53%）で過半数を占めた。「新条例」との回答が26件（42%）、「旧規制」との回答が2件（3%）で、明確に「旧規制」（旧条例）の適用を当局から明言された例はほとんどないと考えられる。

(9) 地方行政機関からの指導

契約締結に際して地方行政機関から何らかの指導がなされたかを確認した。

計69件の回答中、11社（16%）から地方行政機関からの指導は「あった」との回答があった。但し、旧規制における指導と同等のものかは明らかではない。

(10) 実施料の支払方法

どのような支払方法で実施料の支払いを受けたかを確認した。

計69件の回答中、「一括払い」が7件（10%）、「イニシャル+ランニング」が24件（35%）、そ

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

して「ランニングのみ」が38件（55%）であった。「一括払い」が少なく、「ランニングのみ」が多い背景には、導入失敗のリスクをおそれる技術援助を受ける側の意向が強く反映されていると思われるが、旧条例時のように内規に基づいて支払方法に対する指導がなされている形跡は、このアンケートからは読み取れないため、純粋に交渉の成果と考えるべきであろう。

（11）ランニングの場合の実施料率

ランニングの場合の実施料率の範囲について確認した。

実施料率については、計57件の回答中、「3%未満」が28件（49%）、「3%以上～5%未満」が23件（40%）と回答のほとんどを占めた。旧条例時に内規で規制されていたといわれる「5%以上」の実施料率を採用したケースも6件（10%）あり、旧条例時代に存在した内規は廃止されたと推察できる。

（12）ノウハウライセンスの情報漏洩防止義務

ノウハウライセンスにおいて特に情報漏洩防止の義務を課しているかを確認した。

計67件の回答中、「ある」が28件（42%）、「秘密保持条項で十分であると考えており、ない」が17件（25%）となった。「必要性は感じているが、ない」の回答も22件（33%）あったため、何らかの具体的な情報漏洩防止義務の必要性が認識されているものと思われる。今後、中国における労働力のさらなる流動化に伴い、情報漏洩に関する争いが、ライセンサー、ライセンシーの間で具体的な問題となってくる可能性が高いと思われる。

（13）具体的な対応

上記（12）で「ある」の場合、どのような具体的な対応を取っているかを確認した（複数回答可）。

計54件の回答中、「使用場所（工場、地域等）の制限」が15件（28%）、「工場への立ち入り検査」が同じく15件（28%）、「帳簿検査」が8件（15%）、「競合品の取り扱い規制」と「ノウハウへアクセスする従業員への宣誓書提出義務」がそれぞれ15件（28%）、そして「その他」が10件（19%）となった。

この他に、「その他」の事例として「日本側より現地の管理基準を提示」との回答がなされた。

（14）ライセンス締結に際して問題となった事項

ライセンス締結に際して交渉上問題となった事項について確認した（複数回答可）。

ライセンス締結に際して問題となった事項は、計39件の回答中、「技術導入規制」が6件（15%）、「送金規制、ロイヤルティ率の規制」が11件（28%）、そして「税金」が14件（36%）となっており、前回と傾向が変わっていない。前回調査では問題となった件数は、広東省が突出して多かったが、今回は特に地域的な特徴は見られなかった。

「税金」に関しては、還付不能な営業税が課されている、との認識が高いものと思われるが、この営業税については還付手続きが定められているとの情報を入手したため、その内容について調査した結果を「4. 営業税について」にて報告する。

（15）ライセンス締結後に問題となった事項

ライセンス締結した後に問題となった事項について確認した（複数回答可）。

締結後問題となった事項は、計34件の回答中、「追加の技術指導／改良技術の提供」が11件（32%）、「ライセンス対象技術に関するライセンサーの保証」が10件（29%）となっており、この2つで過半数を占めた。

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

また、問題が多く指摘された「追加の技術指導／改良技術の提供」は、新条例においても存続している「ライセンス対象技術に関するライセンスの保証」義務と密接に関連するものと考えられる。技術移転後にライセンシーにとってライセンス対象技術の実現が困難であった場合に、上記保証条項に基づきライセンシーに対して実施可能とするために必要な「追加の技術指導／改良技術の提供」が要求されたことが考えられる。従って、この2つについては、今後も継続して問題となる可能性が高いと思われる。

今回のアンケートでは契約について問題とされた件数が突出した地域は存在しなかったが、広東省に特徴的な結果が見られた。広東省は事例が14件あり、「内規の存在」については「有」が4件と比較的多く、「地方行政機関からの指導」についても「有」が3件であった。一方、「実施料率」については、「5%以上」が2件報告されており、旧条例下での内規による制限が撤廃されたと思われる事例も見受けられる結果となっている。残念ながら、今回のアンケート結果のみで結論を導き出すことはできないが、少なくとも新条例に基づく運用が行われたことによる変化が起きていることは感じられる。

3. 5 被害の実態

被害として報告された52件の事項（複数回答可）についても、前回から変化が見られる。運用上の問題、規制の問題等に分けて述べる。

(1) 運用上の問題

「ロイヤルティ率が、行政指導等により同技術に対する他国でのロイヤルティ率以下となった」は、4件（7%）であった。新条例の運用が徹底され、ロイヤルティ率に対する行政指導等が行われなくなった結果である可能性が高い。

「契約終了による早期の技術流出により、他国の技援事業に影響を及ぼした」については、

前回調査では被害が報告されたが、今回は0件であった。新条例の運用が徹底され、旧条例時には10年と期間が定められていた秘密保持期間が撤廃され、期間の延長に対する行政指導等が行われなくなった結果である可能性が高い。

「行政指導等により、必要以上の技術（特許・ノウハウ）の提供を強要された」が4件（8%）、「自由技術にもかかわらず、技術援助契約書の実体審査が行われた」が3件（6%）、そして「開発委託契約等、技術援助契約以外でも新条例、若しくは旧条例に基づく、規制が適用され、また実体審査が行われた」が1件（2%）、そして「先端技術ではないとの理由でイニシャルペイメントの要求が認められなかった」が1件（2%）報告された。これらについては件数が少ないため、特殊な事例であるとも考えられるが、運用上の問題が全くなくなったわけではなく、依然注意が必要ということは指摘できると考える。

この他の被害として、「ライセンシーの自社開発能力向上への協力を義務付けられた」、「現地ジョイント商標の利用を意向に反して強要された」、「商標はサブライセンスであったため、ライセンシーの同意書、原契約の複写、中国商標登録証の複写の提出を求められるとともに、当局からの質問なり、説明要求なりが数回あった」、「当局から契約修正の指導がきたが、審査権限無しと主張し修正を回避した」そして、「相手企業が認可のために手続きを遅らせるよう行政に働きかけ、実際に遅れた」との回答がなされた。

(2) 規制上の問題

「営業税等、還付不能の税金が課せられた」が21件(40%)で、前回と同様最多件数であった。

前回比較的多数の被害が報告された「送金規制により、契約の支払期限に対し送金が大きく遅延した」については、今回は1件（2%）に

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

止まった。対価等の外国への外貨送金については、認可証書が必要、との制度は前回調査時から改正等が行われておらず、運用が円滑に行われるようになったためか、ライセンサー側がそういうものとあきらめたためか、報告件数が減った理由は定かではない。これらの傾向は、前掲の3.4節「(14) ライセンス締結に際して問題となった事項」における回答と一致する。

「追加の技術指導／改良技術の無償提供を規定した」が9件（17%）あり、これについては、前述の通り「ライセンス対象技術に関するライセンサーの保証」の一環として要求されたものではないかと思われる。

「品質保証規定により、品質不良に対する保証を行った」は、1件（2%）に止まった。この品質保証規定も新条例に改正された際に旧条例の規制が残ったものであり、改正の影響はないはずであり、減少した理由が不明である。

前回調査で被害ありとの認識がなされたものの、実際の事例が報告されていなかった「特許保証規程により、実際に特許補償（損害賠償等）を行った」が遼寧省で1件（2%）報告された。今後は徐々に増加すると考えられる。

(3) その他

地域別の問題では、海南省が10件（19%）と最多であった。前回調査時に突出して被害の件数が多かった地域として指摘した広東省、天津市については、広東省が4件（8%）、天津市が6件（12%）であり、今回は他の地域と比較して特に問題が多いということはない。

4. 営業税について

4.1 概要

中国においては、以前より、営業税はロイヤルティや開発費の5%、及び技術援助契約等でのサービスフィー（交通費等の実費含む）の

5%で、中国ライセンサー側で控除される。当該税額分は日本側で外国税額控除を受けられず、結果として、日本側ライセンサーの利益減となる問題が指摘されていた。また営業税の還付・免税制度も存在はしたが、ライセンス技術がハイテクや環境に良い等の特別な技術でなければ免税認可を取るとは一般的には困難といわれていた。しかしながら、制度についてさらに調査、検討した結果、ハイテク技術等のケースでしか入手できなかった免税申請の必要書類である「省レベルの科学技術主管部門が発行した審査認可意見証明書」が、通常レベルの技術で入手できる「技術輸入契約登録書」で置き換え可能と制度が変更されたため、通常レベルの技術でも、書類を揃えることができ申請可能であることが確認できた。実際に当委員会の企業でもハイテクに該当しないケースで、免税認可を得た例が複数確認できたことから、今後は積極的に免税申請を試みる価値があると思われる。以下にその詳細を述べる。

4.2 免税できる技術契約の種類

1999年11月2日財税字[1999]273号通知（『中共中央及び国务院の技術創造と革新、ハイテクの発展、産業化の実現に関する決定』を貫徹し結実させることに関連する租税問題に関する通知）（以下「273号通知」という）及び2000年10月8日国税発[2000]166号通知（国家税務総局の外国企業及び外国籍個人の技術移転収入につき営業税を免除する範囲の問題に関する通知）（以下「166号通知」という）から営業税を免除できるのは、以下の契約からの収入と考えられる。

(1) 技術（特許、意匠、実用新案及び非特許技術（＝ノウハウ））の有償での譲渡（ライセンス含む）契約からの収入。

(2) 開発者が他から委託を受け、新技術、

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

新製品、新しい製造方法または新材料及びそのシステムに研究開発を行う契約からの収入。

(3) 上記(1)、(2)と同一の契約に記載されており、技術の譲渡(ライセンス含む)または開発計画の規定に基づいて、技術の取得を助けるために提供される技術コンサルティング(=特定プロジェクトに対して、実行可能性検討、技術予測、特定目的技術調査、分析評価報告等を提供すること)及び技術サービスの収入。

以上から、例として技術援助契約、ノウハウライセンス契約、特許ライセンス契約の対価、開発契約の開発費及びこれらの契約に含まれる技術サービス・コンサルティングの収入が営業税の免税対象となる。

4.3 免税の適用時期

2001年3月16日財税[2001]036号通知(財政部 国家税務総局の外国企業及び外国籍個人が無形資産を譲渡することに営業税を課すことの若干の問題に関する通知)(以下「036号通知」という)によれば、1994年1月1日以降に締結した技術譲渡、技術開発契約で、1999年10月1日以降に取得した収入については、営業税の徴収を免除することができる。それ以前の1998年1月1日から1999年9月30日までに取得した収入については、営業税が徴収される。さらに、1997年以前に取得した収入については営業税が徴収されているか否かにかかわらず、還付・追加納付はない。

なお、1993年末以前に締結された契約は、収入の取得時期にかかわらず営業税は徴収されない。

4.4 免税の手続き

036号通知に定める営業税免税手続の変更に
関する規定により、手続の簡素化と効率を高め

るために、申請書類は以下で可能となったと解釈できる。

①契約書

②申請書

③技術輸入契約登録証(登録案件:自由輸入類)または技術契約に関する認可書類(認可案件:自由輸入類以外)

上記の書類③は、本来は「省レベルの科学技術主管部門が発行した審査認可意見証明書」であるが、免税申請時には技術導入プロジェクトの審査認可機関である対外経済貿易合作部及びその授権した地方の対外経済貿易部門が発行する「技術契約に関する認可書類」の提出が可能であれば、従来、入手困難であった「省レベルの科学技術主管部門が発行した審査認可意見証明書」の提出は不要となった。さらに、通知公布後の2002年1月1日施行に係る新条例の下では、自由輸入類に属する技術ライセンス契約は登録制となったので、同日以降新条例に基づき登録を行った契約については、「技術契約に関する認可書類」を「技術輸入契約登録証」に置き換えることができると解釈できる。

036号通知に引用されている、273号通知は、ハイテク技術移転の促進を配慮して、技術譲渡(ライセンス)、技術開発に係るロイヤルティや開発費に対する営業税課税免税を定めた通知である。「科学技術主管部門の審査認可意見証明書」の内容は、対象ライセンス技術が先進的なものであることの証明であり、この点の変更(提出不要)されたことから、免税申請手続きがある程度緩和されたと評価することができそうである。

しかしながら、営業税免税の申請手続そのものが変更されたわけではないので、未だ免税の認可を取得する迄には、一定の期間を要する。まず中国側の省レベルの主管税務機関の審査認可を取得した後、国家税務総局に報告して認可を受けなければならないとされている。具体的

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

な審査認可期間については規定されていないため、現実的には、手続期間は個々の案件の性質や当局の対応の違いにより異なる。

4. 5 免税の方法

036号通知によれば、免税の方法は、免税の審査認可以前に、納税者は関連規定に基づいて、まず営業税を納付しなければならない。認可取得後、その後に納税すべき営業税額と相殺される。1年以内に営業税を納付すべき行為が発生しないか、またはその要納税額が控除すべき免税額より少ない場合には、納税者は徴収の責任を負う税務機関に税額還付を申請することができる。とされている。

4. 6 免税申請における実態

財税字の通知においては、免税に係る詳細な要件は規定されていないので、免税の認可実務においては、税務当局の裁量による部分が少なくないのが現状である。従って、申請をすれば必ず免税認可を取得できるという性質の手続ではないため、税務当局と中国側ライセンサーが粘り強く折衝をしながら手続を進めていく必要があるようである。

4. 7 契約上考慮すべき点

これまでの検討事項を踏まえ、中国における技術援助契約等を作成・締結し、運用していくにあたっては、営業税との関係において以下の点を考慮すべきである。

(1) 原則として使用料の受領者たる日本側ライセンサーは、納税者として当局に営業税を納付しなければならない。しかし、技術援助契約中における当事者間の合意事項として、(ライセンサーではなく)ライセンサーを営業税の実質的な負担者とすることも可能であることから、そのような条項を契約に設けることを検討

する余地もある。

(2) 特許権またはノウハウ等の技術の使用料に関しては、所定の手続を経て認可を取得すれば営業税が免除されるが、商標使用料については免税が認められない。従って、技術と商標の両方を含む技術援助の場合には、契約上それぞれの使用料を区分し、免税を受けられる範囲を可能な限り明確にしておく必要がある。(区別されない場合は、50%超の収入が商標使用料分と認定され、それ以下しか免除対象とされない(166号通知))。

(3) 技術援助の一環として技術コンサルティング等を行う場合には、当該内容を技術ライセンスや開発契約と同一の契約に含める必要がある。単独の技術サービス、コンサルティング契約の収入は、営業税を免除できない。

(4) 技術援助に伴う付随費用(例:現地への出張者の宿泊費等)も営業税の対象となる。従ってこのような付随費用については、運用上中国側ライセンサーが負担する等として、日本側ライセンサーへの外貨送金に含めないことを検討する余地もある。

5. まとめ

今回のアンケートの結果、依然として多数の日本企業が活発に中国進出を窺っている状況が確認された。

以下に、調査結果のまとめを概括する。

(1) 技術ライセンスの状況

前回調査で予想された新条例の施行に伴うライセンスの増加予測については、特に顕著な傾向は見られず、これまでの案件規模が引き続き継続する模様である。

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

(2) 望ましくない規制の取り扱い

新条例への移行に伴い、旧条例より引き続いて「望ましくない」と指摘されていた上位2つの規制である「対象技術保証義務」及び「供与技術の実施についての第三者特許に対する保証義務」について、特に後者の「供与技術の実施についての第三者特許に対する保証義務」に基づいて特許保証（損害賠償等）を行った初めてのケースが報告された。かねてからこの残留条項はTRIPS協定第28条2（特許権者の特許実施契約を締結する権利）に照らし、問題であると指摘されていることから、撤廃などの適切な改定が行われるよう、引き続き提言活動を行う必要がある。

(3) また新条例の施行により改定された「対価の上限設定の撤廃」については、契約実施料率が5%を超えるケースが報告されており、その実効を確認することができた。

(4) 旧条例から新条例への移行について都市部、地方部で運用に地域格差が見受けられるような報告はなかった。

(5) 一方、各社からの被害の実態に関する回答中、最も多かったのは前回のアンケートと同様に「営業税等、還付不能の税金が課せられ

た」であり、還付不能な課税に対する不満が広く寄せられた。そこで本年度は特に営業税について免税還付するための手続を調査し、「4. 営業税について」で述べた申請手続を踏むことで、免税還付が可能となるケースを明らかにした。

以上、今回のアンケートによって新条例の施行後、継続する被害の実態と、改善された条例の実効の一部が明らかとなった。また営業税については、別途詳細に調査を行い、免税申請の手続を明確にした。今後はTRIPS協定に反するであろう不当な規制の撤廃等について、引き続き提言を行う活動を推進したい。本調査が、日中両国間で益々発展するであろうライセンス契約をより良い方向へ導くための一助となれば幸いである。

注 記

- 1) ライセンス委員会第1小委員会「中国のライセンス規制の調査研究」, 知財管理, Vol.53, No.10, pp.1635~1656 (2003)
- 2) アジア諸国等へのライセンス, 協会資料第229号 (平成7年4月), アジア諸国等へのライセンス (その2), 協会資料第250号 (平成9年11月), アジア諸国等へのライセンス (その3), 協会資料第267号 (平成11年4月) 参照。

(原稿受領日 2004年6月30日)